

整理番号	福祉一条不ー1
------	---------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局総務部経理・企画課管財グループ（06-6208-7931）
処分課（担当）名	同上（指定管理者）
処分の名称	大阪市立社会福祉センターの使用許可取消し等
概要	大阪市立社会福祉センター条例第 7 条に基づき、指定管理者は施設の使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	大阪市社会福祉センター条例第 7 条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	◎施設の使用許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。 （１）偽りその他不正の手段によりセンターの使用許可を受けたとき。 ○使用者名（団体名）、住所（所在地）、申請者氏名及び使用目的等を偽って、センターの使用許可を受けたとき。 （２）次に掲げる要件に該当する事由が発生したとき。 ○公安又は風俗を害するおそれがあるとき ・「公安又は風俗」とは、社会公共の安全と秩序、社会の善良な一般的道徳観念をいう。 ○建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき。 ・「損傷」とは、物理的に物を破壊することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることも含む。 ○管理上支障があるとき ・「管理上の支障」とは、使用者や付近住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持・補修など施設の管理上の支障をいう。 ○その他不適当と認めるとき （３）この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000129749.html
備考	

整理番号	福祉一条不-2
------	---------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局総務部経理・企画課管財グループ（06-6208-7931）
処分課（担当）名	同上（指定管理者）
処分の名称	大阪市立社会福祉センターの入館制限
概要	大阪市立社会福祉センター条例第 8 条に基づき、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。
根拠法令等 及び条項	大阪市社会福祉センター条例第 8 条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	◎次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。 （１）他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者 ○「迷惑」とは当該行為が他の人に対して著しい不快感を与えたり、困惑させたりすることをいう。 ○以下の場合、該当するとされることがある。 ・ 非常に大きな音量を発する場合 ・ 著しい悪臭、異臭を発する物品を使用する場合 ・ その他他の使用者に迷惑を及ぼすおそれがある場合 （２）建物又は附属設備を損傷するおそれがある者 ○「損傷」とは、物理的に物を破壊することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることも含む。 ○以下の場合、該当するとされることがある。 ・ 不適切な取り扱いによりマイク、スピーカーなどの音響設備を損傷するおそれがある場合 ・ 旗竿などを振り回して壁、照明器具などを損傷するおそれがある場合 ・ その他建物又は附属設備を損傷するおそれがある場合 （３）他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者 （４）管理上必要な指示に従わない者 ・ 使用許可時間を守らない場合 ・ 使用室の定員を守らない場合 ・ カラオケ及び楽器の持ち込み演奏した場合 ・ 許可なく壁などに張り紙をした場合 ・ 飲酒をしたり、火気を使用した場合 ・ 許可を受けないで館内で物品の販売をした場合 ・ 使用目的以外の使用をした場合 ・ 管理上の必要が生じた時の入室を拒んだとき （５）その他管理上支障があると認める者 ○「管理上支障」とは、使用者や付近住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持・補修など施設の管理上の支障をいう。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000129749.html
備考	

整理番号	福祉一条不ー3
------	---------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部地域福祉課 (06-6208-7958)
処分課（担当）名	社会福祉法人大阪市社会福祉協議会・太平ビルサービス大阪株式会社共同体（指定管理者）
処分の名称	大阪市社会福祉研修・情報センターの使用許可の取消し等
概要	大阪市社会福祉研修・情報センターの施設の使用を許可された者が「処分基準」に掲げる事項のいずれかに該当する場合、指定管理者によりその使用許可が取り消される場合があります。
根拠法令等 及び条項	大阪市社会福祉研修・情報センター条例第8条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	・センターの施設の使用を許可された者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用許可を取り消される場合があります。 (1) 偽りその他不正の手段によりセンターの施設の使用許可を受けたとき (2) 公安又は風俗を害するおそれがある事由が発生したとき (3) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある事由が発生したとき (4) 管理上支障がある事由が発生したとき (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になる事由が発生したとき (6) その他不適当と認める事由が発生したとき (7) 大阪市社会福祉研修・情報センター条例に違反し、又は大阪市社会福祉研修・情報センター条例に基づく指示に従わないとき
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000438304.html
備考	

整理番号	福祉一条不ー4
------	---------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部地域福祉課 (06-6208-7958)
処分課（担当）名	社会福祉法人大阪市社会福祉協議会・太平ビルサービス大阪株式会社共同体（指定管理者）
処分の名称	大阪市社会福祉研修・情報センターの入館制限
概要	「処分基準」に掲げる事項のいずれかに該当する者については、指定管理者により大阪市社会福祉研修・情報センターへの入館をお断りする場合があります。また、既に入館している者については、退館していただく場合があります。
根拠法令等 及び条項	大阪市社会福祉研修・情報センター条例第9条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	・次の各号のいずれかに該当する者については、センターへの入館をお断りする場合があります。また、既に入館している者については、退館していただく場合があります。 (1) 他人に危害を及ぼし、または迷惑となる行為をするおそれがある者 (2) 建物、附属設備または展示品を損傷するおそれがある者 (3) 他人に危害を及ぼし、もしくは他人に迷惑となる物品または動物を携行する者 (4) 管理上必要な指示に従わない者 (5) その他管理上支障があると認める者
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000438304.html
備考	

整理番号	福祉一条不ー5
------	---------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部自立支援課 （ 06-6208-8825）
処分課（担当）名	同上（指定管理者）
処分の名称	大阪市立西成市民館の使用許可の制限
概要	一定の事由に該当するときは、指定管理者は、施設の使用を許可しません。
根拠法令等 及び条項	大阪市立市民館条例第 7 条（昭和39年3月19日条例第37号） (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	◎指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しない。 （1）公安又は風俗を害するおそれがあるとき ○「公安又は風俗」とは、社会公共の安全と秩序、社会の善良な一般的道徳観念をいう。 ○以下の場合においても使用を許可しない。 ・刀剣、銃器、劇薬物、揮発油等の危険物を持ち込む場合 ・麻薬、覚醒剤等を持ち込む場合 ・公然とわいせつな行為を行う場合 ・その他秩序又は風俗を害するおそれがあると認められる場合 （2）営利を目的とするとき ○「営利」とは、施設内において物品の販売、勧誘を行う等財産上の利益を目的とする行為のことをいう。 （3）建物又は附属設備を破損するおそれがあるとき ○「破損」とは、物理的に物を破損することのほか、物をその本来の目的に使用できない状態にすることも含む。 ○以下の場合、使用を許可しない場合がある。 ・不適切な取り扱いにより音響設備、照明設備、舞台設備を破損するおそれのある場合 ・旗竿や角材等を振り回して壁、照明器具等を破損するおそれのある場合 （4）管理上の支障があるとき ○「管理上の支障」とは、使用者や付近住民の生命、身体、財産に危害を及ぼす可能性がある場合、施設の維持管理に支障を生じる場合等をいう。 ○以下の場合、使用を許可しない場合がある。 ・定員を超過することが予想され、消防法上問題のある場合 ・入場者や施設周辺住民に危害が加えられるような切迫した状態がある場合 ・その他管理のための支障がある場合 （5）暴力団の利益となるとき （6）その他不適当と認める事由があるとき ○上記の各号に該当しない場合でも、個々具体のケースにより、施設の実情に応じて使用を許可しない場合がある。
ホームページ	
備考	

整理番号	福祉一条不ー6
------	---------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部自立支援課 （ 06-6208-8825 ）
処分課（担当）名	同上（指定管理者）
処分の名称	大阪市立西成市民館の使用許可の取消し等
概要	一定の事由に該当するときは、指定管理者は、施設の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、もしくは停止し、又は退館を命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市立市民館条例第 8 条(昭和39年3月19日条例第37号) (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	◎次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。 （１）偽りその他不正の手段により第 6 条の許可（使用許可）を受けたとき （２）前条各号に定める事由が発生したとき （３）この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき ○以下の場合も、この要件に該当する。 ・刀剣、銃器、劇薬物、揮発油等の危険物を持ち込む場合 ・麻薬、覚醒剤等を持ち込む場合 ・公然とわいせつな行為を行う場合 ・その他不適当と認められる場合
ホームページ	
備考	

整理番号	福祉一条不ー7
------	---------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部自立支援課 （ 06-6208-8825 ）
処分課（担当）名	同上（指定管理者）
処分の名称	大阪市立西成市民館の入館の制限
概要	一定の事由に該当する者に対しては、施設の入館を断り、又は退館をしていただくことがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市立市民館条例第 9 条(昭和39年3月19日条例第37号) (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	◎指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。 （１）他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者 ○「迷惑」とは、当該行為が他の人に対して著しい不快感を与えたり困惑させたりすることをいう。 ○以下の場合、この要件に該当する。 ・非常に大きな音量を発する場合 ・著しい悪臭、異臭を発する物品を使用する場合 ・その他他人に迷惑を及ぼすおそれのある場合 （２）建物又は附属設備を損傷するおそれがある者 ○「損傷」とは、物理的に物を破壊することの他、物をその本来の目的に使用できない状態にすることも含む。 ○次の場合も対象となる。 ・故意又は過失により建物又は附属設備を損傷した場合 （３）他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる物品又は動物の類を携行する者 ○「他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる物品」とは、刀剣、銃器、劇薬物、揮発油、麻薬、覚醒剤、角材等のほか、著しい臭気を発する物品等をいう。 ○「動物の類」とは、犬、猫等のペット動物を含む。 （４）管理上必要な指示に従わない者 ○「管理上必要な指示」とは、施設の維持、補修等施設の管理に必要な指示のことをいう。 （５）その他管理上支障があると認める者 ○「管理上支障」とは、使用者や付近住民の生命、身体、財産に危害を及ぼす可能性がある場合、施設の維持管理に支障を生じる場合等をいう。 ○以下の場合も対象となる。 ・入場者や施設周辺住民に危害が加えられるような切迫した状態がある場合 ・その他管理のため支障がある場合
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 (06-6208-8075)
処分課（担当）名	同上（指定管理者：社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会）
処分の名称	使用許可の制限
概要	処分基準に該当する行為があった場合、指定管理者は、大阪市舞洲障がい者スポーツセンター・長居障がい者スポーツセンターの使用を許可しません。
根拠法令等 及び条項	大阪市障害者スポーツセンター条例第7条
処分基準	（使用許可の制限） 第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用を許可してはならない。 （1）公安又は風俗を害するおそれがあるとき （2）営利を目的とするとき （3）建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき （4）管理上支障があるとき （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき （6）その他不相当と認めるとき
ホームページ	舞洲障がい者スポーツセンター：http://www.fukspo.org/maishimassc/ 長居障がい者スポーツセンター：http://fukspo.org/nagaissc/
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 (06-6208-8075)
処分課（担当）名	同上（指定管理者：社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会）
処分の名称	使用許可の取消し等
概要	処分基準に該当する行為があった場合、指定管理者は、大阪市舞洲障がい者スポーツセンター・長居障がい者スポーツセンターの利用を制限・停止、または退館のいずれかを命じることができます。
根拠法令等 及び条項	大阪市障害者スポーツセンター条例第8条
処分基準	（使用許可の取消し等） 第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命じることができる。 （1） 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき （2） 前条各号に定める事由が発生したとき （3） この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき
ホームページ	舞洲障がい者スポーツセンター：http://www.fukspo.org/maishimassc/ 長居障がい者スポーツセンター：http://fukspo.org/nagaissc/
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 (06-6208-8075)
処分課（担当）名	同上（指定管理者：社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会）
処分の名称	入館の制限
概要	処分基準に該当する行為があった場合、指定管理者は、大阪市舞洲障がい者スポーツセンター・長居障がい者スポーツセンターの入館を断り、または退館させることができます。
根拠法令等 及び条項	大阪市障害者スポーツセンター条例 第9条
処分基準	（入館の制限） 第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。 （1） 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者 （2） 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者 （3） 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者 （4） 管理上必要な指示に従わない者 （5） その他管理上支障があると認める者
ホームページ	舞洲障がい者スポーツセンター：http://www.fukspo.org/maishimassc/ 長居障がい者スポーツセンター：http://fukspo.org/nagaissc/
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 (06-6208-8075)
処分課（担当）名	同上（指定管理者：社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会）
処分の名称	入所許可の取消し等
概要	処分基準に該当する行為があった場合、指定管理者は、大阪市立此花作業指導所の利用を制限・停止、または退館のいずれかを命じることができます。
根拠法令等 及び条項	大阪市立障害者就労支援施設条例第6条
処分基準	（入所許可の取消し等） 第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設への入所の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。 （1） 偽りその他不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき （2） 前条第2項に定まる事由が発生したとき （3） この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき
ホームページ	https://fukspo.org/konohana/
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 (06-6208-8075)
処分課（担当）名	同上（指定管理者：社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会）
処分の名称	入館の制限
概要	大阪市立此花作業指導所において、指定管理者は、処分基準に該当する者に入館を断り、または退館させることができます。
根拠法令等 及び条項	大阪市立障害者就労支援施設条例第7条
処分基準	（入館の制限） 第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。 （1） 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者 （2） 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者 （3） 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者 （4） 管理上必要な指示に従わない者 （5） その他管理上支障があると認める者
ホームページ	大阪市立此花作業指導所ホームページ http://fukspo.org/konohana/
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課(06－6208－8081)
処分担当名	同上
処分の名称	心身障がい者扶養共済 年金支給停止
概要	心身障がい者扶養共済事業の年金については、年金受給者（障がいのある方）の状況により支給を停止します。
根拠法令等 及び条項	心身障害者扶養共済条例第11条（昭和43年3月30日条例第19号） (https://www.l.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	◎心身障がい者が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合、それぞれに定める期間年金の支給を停止します。 (1) 所在が1月以上明らかでないとき 所在が明らかになるまでの間 (2) 懲役又は禁錮の刑に処せられ収監されたとき 出所するまでの間 (3) 日本国内に住所を有しなくなったとき 日本国内に住所を有するに至るまでの間
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007644.html
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課(06－6208－8081)
処分担当名	同上
処分の名称	心身障がい者扶養共済 脱退
概要	心身障がい者扶養共済事業については、加入者は状況により事業から脱退するものとします。
根拠法令等 及び条項	心身障害者扶養共済条例第16条（昭和43年3月30日条例第19号） (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	◎次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、加入者はこの事業から脱退するものとします。 （１）心身障がい者が死亡したとき （２）加入者が納付金を3月滞納したとき （３）加入者及び心身障がい者が日本国内に住所を有しなくなったとき （４）加入者が転出したことに伴い、転出後の住所を管轄する地方公共団体の実施する心身障がい者 扶養共済制度に加入したとき （５）加入者が事業からの脱退を申し出たとき なお、口数追加加入者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、口数追加加入者としての 地位を失うものとする。 （１）口数追加加入者が追加納付金を3月滞納したとき （２）口数追加加入者が口数の減少を申し出たとき
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007644.html
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 (06-6208-8075)
処分課（担当）名	同上（指定管理者：社会福祉法人 いわき学園）
処分の名称	使用許可の取消し等
概要	処分基準に該当する行為があった場合、指定管理者は、大阪市立敷津浦学園の使用の取り消し、使用を制限・停止、または退所のいずれかを命じることができます。
根拠法令等 及び条項	大阪市立障害児入所施設条例第7条
処分基準	（使用許可の取消し等） 第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、学園の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退所を命ずることができる。 （1） 偽りその他不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき （2） 前条第2項に定める事由が発生したとき （3） この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき
ホームページ	大阪市立敷津浦学園 http://www.iwakigakuen.or.jp/institution/shikitsuura
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 (06-6208-8075)
処分課（担当）名	同上（指定管理者：社会福祉法人 いわき学園）
処分の名称	入館の制限
概要	大阪市立敷津浦学園において、指定管理者は、処分基準に該当する者に対しては入館を断り、または退館させることができます。
根拠法令等 及び条項	大阪市立障害児入所施設条例第8条
処分基準	（入館の制限） 第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。 （1） 学園を使用する者に対する保護の妨げになるおそれがある者 （2） 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者 （3） 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者 （4） 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者 （5） 管理上必要な指示に従わない者 （6） その他管理上支障があると認める者
ホームページ	大阪市立敷津浦学園 http://www.iwakigakuen.or.jp/institution/shikitsuura
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 (06-6208-8075)
処分課（担当）名	同上（指定管理者：社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会）
処分の名称	使用許可の取消し等
概要	大阪市立早川福祉会館使用の際において、処分要件に該当する行為が行なわれた場合、指定管理者は、会館の使用許可を取り消し、その使用を停止し、又は退館を命じることができます。
根拠法令等 及び条項	早川福祉会館条例第7条
処分基準	（使用許可の取消し等） 第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、会議室の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。 (1) 偽りその他不正の手段により第5条の許可を受けたとき (2) 前条各号に定める事由が発生したとき (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき
ホームページ	大阪市立早川福祉会館 http://www.fukspo.org/havakawa/
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 (06-6208-8075)
処分課（担当）名	同上（指定管理者：社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会）
処分の名称	入館の制限
概要	会館使用者又は入館者において、処分要件に該当する場合、入館の拒否又は退館させることができます。
根拠法令等 及び条項	早川福祉会館条例第9条
処分基準	（入館の制限） 第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者 (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者 (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者 (4) 管理上必要な指示に従わない者 (5) その他管理上支障があると認める者
ホームページ	大阪市立早川福祉会館 http://www.fukspo.org/hayakawa/
備考	

整理番号	福祉一条不ー19
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部高齢福祉課 (06-6208-8054)
処分課（担当）名	各区老人福祉センター指定管理者
処分の名称	老人福祉センター使用許可の制限
概要	老人福祉センターにおいては、大阪市立老人福祉センター条例第7条に記載するいずれかの要件に該当する場合に、施設の使用許可を制限することがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市立老人福祉センター条例第7条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	(1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき ○「公安又は風俗」とは、社会公共の安全と秩序、社会の善良な一般的道德観念をいいます。 ・刃剣、銃器、劇薬物などの危険物を持ち込む場合 ・公然とわいせつな行為を行う場合 ・その他、公安又は風俗を害するおそれがあると認められる場合 (2) 営利を目的とするとき ・施設内での販売行為など、利益を得ようとする場合 (3) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき ○「損傷」とは、物理的に物を破壊することのほか、物を本来の目的に使用することができない状態にすることも含みます。 以下の場合も、この要件に該当するとされるときがあります。 ・不適切な取り扱いにより、マイク、スピーカーなどの音響設備を損傷する場合 ・旗ざおなどを振り回して、壁、証明器具などを損傷する場合 ・その他、建物又は附属設備を損傷するおそれがある場合 (4) 管理上支障があるとき ○「管理上の支障」とは、利用者や付近住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持、補修など施設の管理上の支障をいいます。 以下の場合、この要件に該当するとされるときがあります。 ・定員を超過することが予想され、消防上危険な場合 ・利用者や施設周辺住民に危害が加えられ、切迫した具体的な危険がある場合 ・その他、管理上支障がある場合 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき (6) その他、市長が必要と認めるとき 上記に該当しない場合でも、個々の具体ケースにより、施設の実情に応じて必要と認められる場合があります。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000370446.html
備考	

整理番号	福祉一条不－20
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局高齢者施策部高齢福祉課 (06-6208-8054)
処分課（担当）名	各区老人福祉センター指定管理者
処分の名称	老人福祉センター入館の制限
概要	老人福祉センターにおいては、大阪市立老人福祉センター条例第 9 条に記載するいずれかの要件に該当するときは、施設への入館を断り、又は退館を命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市立老人福祉センター条例第 9 条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	◎次の要件に該当する場合、センターの入館を断り、又は退館を命ずることがあります。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為をするおそれがある者 ○「危害」とは、人の生命を脅かすような危険をいいます。 ○「迷惑」とは、当該行為が他の人に対して著しい不快感を与えたり、困惑させたりすることをいいます。 ・非常に大きな音量を発する場合 ・著しい悪臭、異臭を発する物品を使用する場合 ・その他、他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがある場合 (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者 ○「損傷」とは、物理的に物を破壊することのほか、物を本来の目的に使用することができない状態にすることも含みます。 以下の場合も、この要件に該当するとされるときがあります。 ・不適切な取り扱いにより、マイク、スピーカーなどの音響設備を損傷する場合 ・旗ざおなどを振り回して、壁、証明器具などを損傷する場合 ・その他、建物又は附属設備を損傷するおそれがある場合 (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者 ・刃剣、銃器、劇薬物などの危険物 ・麻薬、覚醒剤など ・他人に著しい不快感を与えたり、困惑させたりする動物 (4) 管理上必要な指示に従わない者 ・利用者や付近住民の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持、補修など、施設の管理上必要な指示 ・定員を超過することが予想され、消防上必要な指示 ・利用者や施設周辺住民に危害が加えられる切迫した具体的な危険がある場合の指示 ・その他、管理上必要な指示 (5) その他、市長が必要と認めるとき
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000370446.html
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	大阪市立弘済院管理課（施設運営グループ・附属病院グループ） (06－6871－8013・06－6871－8020)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	弘済院附属病院及び弘済院第2 特別養護老人ホームの入館の制限
概要	大阪市立弘済院条例では、市長は、弘済院附属病院及び弘済院第2 特別養護老人ホームの入館を断り、又は退館させることができます。
根拠法令等 及び条項	大阪市立弘済院条例第11条
処分基準	(1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者 (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者 (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者 (4) 管理上必要な指示に従わない者 (5) その他管理上支障があると認める者
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000507381.html
備考	

整理番号	福祉一条不ー22
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター管理課 (06 - 6797 - 6501)
処分課（担当）名	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター管理課（指定管理者）
処分の名称	使用許可の制限
概要	大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例に定める障害者支援施設・児童発達支援センターの使用の際、 処分基準に掲げる事項に該当した場合は指定管理者が使用許可の制限を行います。
根拠法令等 及び条項	大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例第8条、第10条
処分基準	(使用許可の制限) 第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、介護給付費等受給者の障害者支援施設の使用を許可してはならない。 (1) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき (2) 管理上支障があるとき (3) その他不適当と認めるとき (準用) 第10条 前3条の規定は、第6条第1項第4号に掲げる者の障害者支援施設の使用について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第7条中「前条第1項第1号に掲げる者(以下「介護給付費等受給者」という。)」とあるのは「第6条第1項第4号に掲げる者」と、第8条中「介護給付費受給者」とあるのは「第6条第1項第4号に掲げる者」と読み替えるものとする。 2 前3条の規定は、児童発達支援センターの使用について準用する。この場合において、第7条中「前条第1項第1号に掲げる者(以下「介護給付費等受給者」という。)」とあるのは「第6条第2項第1号、第3号又は第4号に掲げる者」と、「ときは」とあるのは「ときは、通所給付決定を受けた者又は同項第3号若しくは第4号に掲げる者は」と、第8条中「介護給付費等受給者」とあるのは「第6条第2項第1号、第3号又は第4号に掲げる者」と、前条第2号中「前条各号」とあるのは「第10条第2項の規定により準用する前条各号」と読み替えるものとする。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000189535.html
備考	

整理番号	福祉一条不ー23
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター管理課 (06 - 6797 - 6501)
処分課（担当）名	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター管理課（指定管理者）
処分の名称	使用許可の取消し等
概要	大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例に定める障害者支援施設・児童発達支援センター使用の際、処分基準に掲げる事項に該当した場合は指定管理者が使用許可の取消し等を行います。
根拠法令等 及び条項	大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例第9条、第10条
処分基準	(使用許可の取消し等) 第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、障害者支援施設の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退所を命ずることができる。 (1) 偽りその他不正の手段により障害者支援施設の使用の許可を受けたとき (2) 前条各号に定める事由が発生したとき (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき (準用) 第10条 前3条の規定は、第6条第1項第4号に掲げる者の障害者支援施設の使用について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第7条中「前条第1項第1号に掲げる者(以下「介護給付費等受給者」という。)」とあるのは「第6条第1項第4号に掲げる者」と、第8条中「介護給付費受給者」とあるのは「第6条第1項第4号に掲げる者」と読み替えるものとする。 2 前3条の規定は、児童発達支援センターの使用について準用する。この場合において、第7条中「前条第1項第1号に掲げる者(以下「介護給付費等受給者」という。)」とあるのは「第6条第2項第1号、第3号又は第4号に掲げる者」と、「ときは」とあるのは「ときは、通所給付決定を受けた者又は同項第3号若しくは第4号に掲げる者は」と、第8条中「介護給付費等受給者」とあるのは「第6条第2項第1号、第3号又は第4号に掲げる者」と、前条第2号中「前条各号」とあるのは「第10条第2項の規定により準用する前条各号」と読み替えるものとする。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000189535.html
備考	

整理番号	福祉一条不ー24
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター管理課 (06 - 6797 - 6501)
処分課（担当）名	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課
処分の名称	障がい者支援施設の使用の制限・使用の許可の取消し等
概要	大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例第8～10条では、下記のとおり障がい者支援施設の使用の許可の制限項目及び障がい者支援施設の使用の許可の取消し等を定めています。
根拠法令等 及び条項	大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例第8条、第9条、第10条
処分基準	（使用許可の制限） 第 8 条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、介護給付費等受給者の障害者支援施設の使用を許可してはならない。 （1） 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき （2） 管理上支障があるとき （3） その他不相当と認めるとき （使用許可の取消し等） 第 9 条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、障害者支援施設の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退所を命ずることができる。 （1） 偽りその他不正の手段により障害者支援施設の使用の許可を受けたとき （2） 前条各号に定める事由が発生したとき （3） この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき （準用） 第10条 前3条の規定は第6条第1項第4号に掲げる者の障害者支援施設の使用について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第7条中「前条第1項第1号に掲げる者（以下「介護給付費等受給者」という。）」とあるのは、「第6条第1項第4号に掲げる者」と、第8条中「介護給付費等受給者」とあるのは、「第6条第1項第4号に掲げる者」と読み替えるものとする。 2 前3条の規定は、児童発達支援センターの使用について準用する。この場合において、第7条中「前条第1項第1号に掲げる者（以下「介護給付費等受給者」という。）」とあるのは「第6条第2項第1号、第3号又は第4号に掲げる者」と、「ときは」とあるのは「ときは、通所給付決定を受けた者又は同項第3号若しくは第4号に掲げる者は」と、第8条中「介護給付費等受給者」とあるのは、「第6条第2項第1項、第3号又は第4号に掲げる者」と、前条第2号中「前条各号」とあるのは、「第10条第2項の規定により準用する前条各号」と読み替えるものとする。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000189535.html
備考	

整理番号	福祉一条不ー25
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター管理課 (06 - 6797 - 6501)
処分課（担当）名	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター管理課もしくは指定管理者
処分の名称	入館の制限
概要	大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例第11条では、下記のとおり入館の制限を定めています。
根拠法令等 及び条項	大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例第11条
処分基準	（入館の制限） 第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、代行施設への入館を断り、又は代行施設から退去させることがある。 （１） 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者 （２） 建物又は付属設備を損傷するおそれがある者 （３） 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者 （４） 管理上必要な指示に従わない者 （５） その他管理上支障があると認める者 ２ 前項の規定は、代行施設を除くセンターの施設について準用する。この場合において、同項中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007752.html
備考	